

指定基金の指定及び解除について

厚生年金保険法第 178 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 11 月 30 日付けで、次頁の 3 1 厚生年金基金を指定基金として指定した。

1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

(平成 17 年度から実施)

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・ 3 事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の 9 割を下回った基金。
- ・ 直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の 8 割を下回った基金。

2. 指定基金の概況

○指定基金総数：81 基金（平成 23 年 12 月 1 日現在）

参考：厚生年金基金総数：582 基金

うち、平成 23 年度に新たに指定（11 月 30 日付け）：31 基金
平成 22 年度に指定：47 基金
平成 21 年度以前に指定：3 基金

指定基金の指定及び解除（都道府県別）

1. 平成23年度に新たに指定基金として指定（平成23年11月30日付） した基金：31基金

都道府県	厚生年金基金名
北海道	北海道印刷工業
	北海道乗用自動車
岩手県	岩手県建設業
宮城県	東北六県トラック
	宮城県建設業
埼玉県	関東北信越薬業
東京都	住友大阪セメント販売連合
	東京紙商
	東京都電気工事
	東日本紙器
	東日本電線工業
神奈川県	神奈川県管工事業
	神奈川県建設業
長野県	長野山梨石油
愛知県	愛知県トラック事業
	中日本酒類業

都道府県	厚生年金基金名
三重県	三重県トラック事業
京都府	京都織物卸商
大阪府	大阪紙商
	大阪既製服
	大阪鍍金工業
	大阪料飲サービス業
兵庫県	神戸機械金属
	播州金物
	兵庫県石油
島根県	山陰自動車業
広島県	中国石油業
香川県	香川県建設業
高知県	高知県建設業
福岡県	西日本酒類販売業
熊本県	熊本県トラック運送

2. 平成22年度に指定した後、指定を解除した基金 （平成23年3月31日付けで解除）

都道府県	厚生年金基金名
長野県	甲信越印刷工業